

議事6

地域医療支援病院の承認手続について

- ・地域医療支援病院の承認手続について(案) . . . 1~2
- ・地域医療支援病院の承認手続の流れ . . . 3
- ・地域医療支援病院制度の概要 . . . 4~5
- ・地域医療支援病院位置図 . . . 6

地域医療支援病院の承認手続について（案）

1 地域医療構想調整会議における協議

地域医療支援病院としての承認が地域における病床機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議した上で、その協議結果及び地域の実情を踏まえて本審議会で審議するものとする。

2 管理者の責務の追加

(1) 責務の追加

当該病院の管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加できることとなった。（令和3年4月1日施行）

(2) 審議

当該事項を定め、又は変更しようとする場合には、地域医療構想調整会議において協議するとともに、本審議会において審議する。

責務の内容が提案された場合においては、承認申請を行った病院に当該責務に関する実施計画の策定を求め、本審議会において当該計画を確認した上で承認を行う。

【関連法令】

○ 医療法

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～六 (略)

七 その他厚生労働省令で定める事項

○ 医療法施行規則

第9条の19 法第16条の2第1項第7号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

○ 医療法の一部を改正する法律の施行について (平成10年5月19日 厚生省健康政策局長通知)

第2 地域医療支援病院に関する事項

3 承認に当たっての留意事項

(6) その他

① (略)

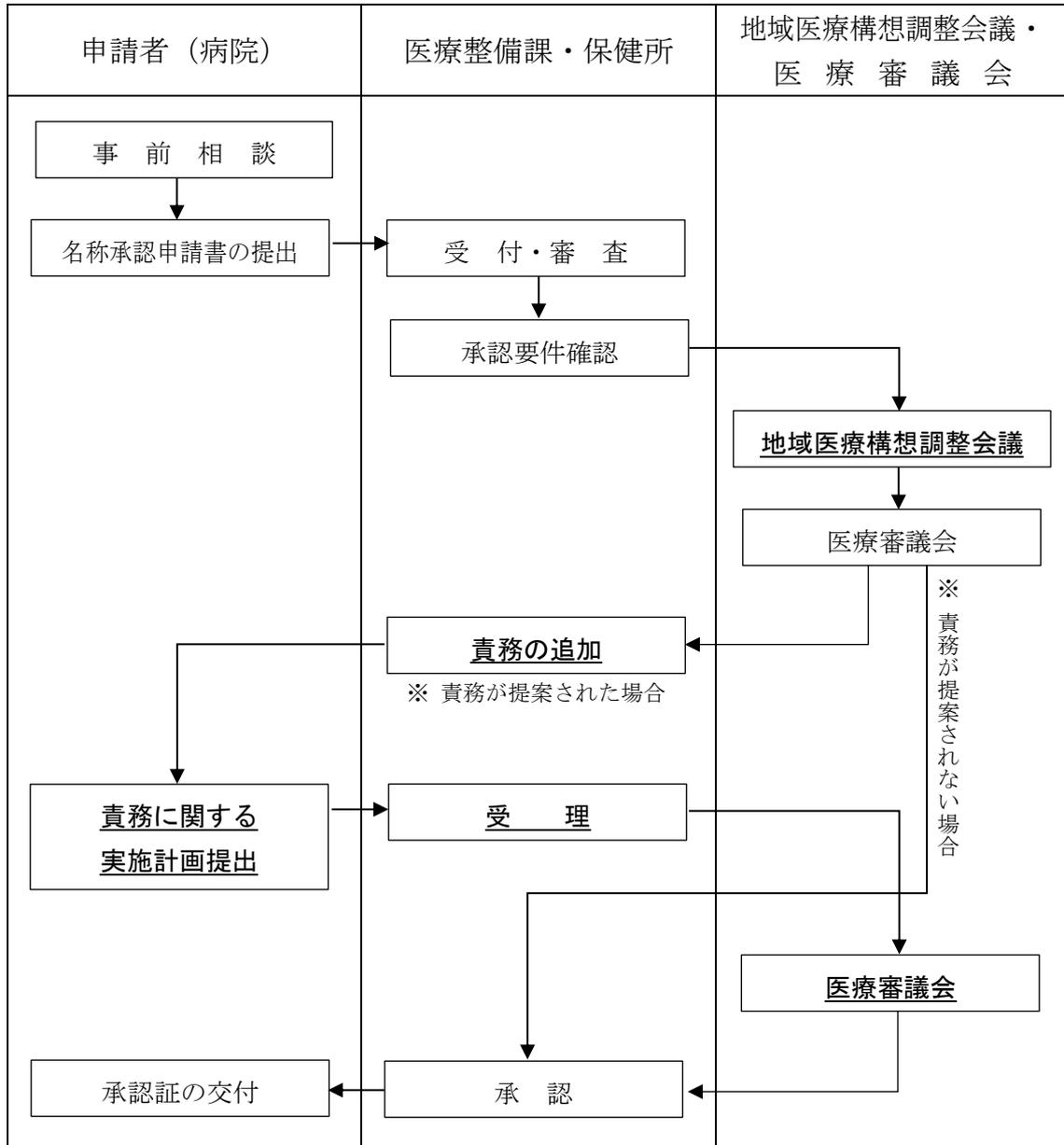
② 承認に当たっては、新法第4条第2項に基づきあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際には、当該承認が地域における病床の機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する構想地域の地域医療構想調整会議において協議した上で、当該協議の結果や当該病院が所在する二次医療圏及び都道府県の実情を踏まえて審議が行われるよう留意すること。

③ 承認に当たっては、令和3年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の19第1項第2号において、管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が規定されていることに留意すること。具体的には、地域の実情を踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、承認がなされた際にどのような責務を追加すべきか、地域医療構想調整会議において協議するとともに、都道府県医療審議会において審議し、責務の内容が提案された場合においては、承認申請を行った病院に当該責務に関する実施計画の策定を求め、都道府県医療審議会において当該計画を確認した上で承認を行うこと。

④～⑤ (略)

地域医療支援病院の承認手続の流れ

【主な流れ】



- ・ 地域医療構想調整会議及び医療審議会において責務が提案された場合、申請者に責務に関する実施計画の策定を求め、医療審議会にて計画内容を確認した上で承認を行う。
- ・ 地域医療構想調整会議における協議及び医療審議会における審議を通して、具体的な責務が提案されている場合は、承認を行った後に、当該提案に基づき責務を追加する場合は、協議・審議は既に行っているとみなして差し支えない。

地域医療支援病院制度の概要

1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

2 開設できる者

国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であり、かつ地域医療支援に実績を有する病院の開設者等

3 承認要件

- (1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。
 - ア 紹介率が80%以上であること。
 - イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。
 - ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

$$\begin{aligned} \text{紹介率} &= \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100 \\ \text{逆紹介率} &= \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100 \end{aligned}$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

- (2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (5) 厚生労働省令で定める数（200床）以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (6) 地域医療支援病院として、次の施設を有し、かつ必要な記録を備えること。
集中治療室、診療に関する諸記録、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

5 承認状況

全国的には、令和2年11月末日現在で652病院が承認されている。本県では、これまでに次の22病院を承認している。

	病 院 名	所 在 地	承認年月日
1	埼玉県立小児医療センター	さいたま市	平成10年10月 1日 (令和 3年 4月 1日)
2	東松山医師会病院	東松山市	平成14年 2月18日
3	北里大学メディカルセンター	北本市	平成15年 7月29日 (平成20年 4月 1日)
4	埼玉石心会病院	狭山市	平成16年 7月28日
5	行田総合病院	行田市	平成16年11月 5日
6	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市	平成19年 8月17日
7	深谷赤十字病院	深谷市	平成19年 8月17日
8	埼玉病院	和光市	平成19年11月 2日
9	埼玉県済生会川口総合病院	川口市	平成20年 8月29日
10	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市	平成21年 1月30日 (令和 3年 4月 1日)
11	さいたま市民医療センター	さいたま市	平成22年 9月 1日
12	さいたま赤十字病院	さいたま市	平成23年 8月29日
13	西埼玉中央病院	所沢市	平成24年 7月31日
14	上尾中央総合病院	上尾市	平成27年11月20日
15	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市	平成29年10月24日
16	さいたま市立病院	さいたま市	平成29年10月25日
17	川口市立医療センター	川口市	平成29年10月25日
18	新久喜総合病院	久喜市	平成30年10月22日
19	埼玉医科大学総合医療センター	川越市	令和 元年 9月26日
20	埼玉医科大学国際医療センター	日高市	令和 元年 9月30日
21	戸田中央総合病院	戸田市	令和 2年 9月11日
22	埼玉メディカルセンター	さいたま市	令和 2年 9月18日

※カッコ書きは開設者変更に伴う再承認年月日

地域医療支援病院位置図

令和3年9月3日
保健医療部医療整備課

